

まちづくりコミュニティ形成支援システムの概要

◆ システム設置とコンテンツ配信範囲

- ・地デジ対応テレビの空きチャンネルに、自主制作コンテンツを手軽な操作で配信できるシステム。
- ・1チャンネルにつき、超小型送信ユニット（156.5mm×64mm×25mm）1台を装備。本装置を複数台組み合わせて使用すれば、複数チャンネルでの使用も可能。
- ・ケーブル接続の場合には、超小型送信ユニットから分配器を介して、ケーブルを経由して各戸に配信。一方、超小型送信ユニットにアンテナを取り付けることで、無線での配信も可能。1ユニットの無線による送信範囲は半径約1.5km。

(※電波の送信には、総務省の許認可必要。亘理町の実験は、各戸に対して有線で分配)

- ・本装置の設置場所は、仮設住宅の集会場以外では、公民館や市民センター、或いは学校などの地区の公共施設を想定。

◆ コンテンツの作成・取り込み・配信

- ・自治体の職員や住民自らがビデオカメラで撮影した映像コンテンツを、パソコンに取り込み、専用ソフトで配信データに変換。次にこの配信データをパソコンからUSBメモリに書き込み、あとは、超小型送信ユニットにUSBメモリを差し込むだけで、予め地デジ放送で割り当てられた地域コミュニティ用のチャンネルに配信。
- ・将来的には、複数チャンネルへの配信・文字データ放送との組み合わせ・スケジュール配信等についても専用の「配信サーバ」を設置することで対応する予定。またライブ中継にも対応予定。

◆ 視聴者の操作・対応

- ・各戸に配備済みの地デジテレビがそのまま活用でき、追加機器の導入が不要。
- ・未使用のチャンネルを活用するため、既存のテレビチャンネルに影響なし。
- ・通常のテレビリモコンを使用するため操作が容易。高齢者含め誰もが簡単に扱える。

※超小型送信ユニットは試作機です。

※超小型送信ユニットの技術協力：

ルネサスエレクトロニクス株式会社 シマフジ電機株式会社



<超小型送信ユニット>

<仮設住宅での導入イメージ図（有線で接続）>

集会場から、各世帯の地デジ対応テレビにコンテンツを配信

・本装置を集会場に設置することで、同軸ケーブルを通して各世帯に設置の地デジ対応テレビに配信



<自治会／町内会等での導入イメージ図（電波で配信）>

公民館から、近隣住民の自宅の地デジTVに対してコンテンツを配信

自治会／町内会の範囲に配信

- ・1個の送信ユニットの送信範囲は半径約1.5km
- ・電波の送信に関しては、総務省の許可が必要です。

運営主体 (自治体様、住民自治会様他)

